

交通安全ニュース

電動キックボードとは？

今後、普及することが予想される
電動キックボードですが・・・自転車？遊具？



いいえ、違います！

流通しているほとんどの車種は、

第一種原動機付自転車です！

車両区分は定格出力と総排気量等で判断するので要確認！



定格出力	車両区分	総排気量
0.6キロワット以下	第一種原動機付自転車	50cc以下
0.6キロワットを超え 1キロワット以下	普通自動二輪車 (第二種原動機付自転車)	50ccを超え 125cc以下

【電動キックボードを利用する前に確認！！】

- 運転免許が必要（車両区分に応じたもの）
- 保安基準に適合する保安部品を備えること
 例 後写鏡・方向指示器・前照灯・警音器・尾灯・制動灯など
- ナンバープレートを取り付けること
- 自賠償保険へ加入すること



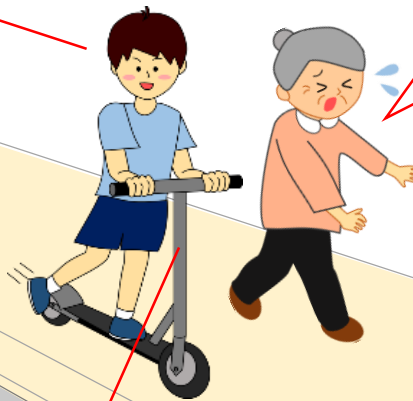
乗車用ヘルメット
 を着用していない！



歩道は走行不可！
 路側帯、自転車道、自転車
 専用通行帯なども走行不可！



ナンバープレート
 を表示していない！
 後写鏡・方向指示器など、必要
 な保安部品が備わっていない！



ほかにも、信号や道路
 標識に従うなど、基本
 的な交通ルールは守っ
 てね！



【ポイント】

市販の電動キックボードに、必要な
 保安部品がすべて備わっているとは
 限りません。

